

新型コロナウイルス対応ガイドライン

パートを含む全社員は、社内及び作業現場において濃厚接触を避け、すべての業務を継続的に行えるようウイルスによる感染リスクを低減させる為の行動指針を以下に提言する。

情報共有No. 200413

発行日：2020/04/13

有限会社クリーンみかさ
代表取締役 吉嗣雅一

◆出社前

- ①自宅にて検温する。(夜間作業員の昼業務出勤時も必ず実施する。)
- ②検温結果を総務へ連絡する。(37.0度以上あった場合は体温計の画像を送る)
- ③37.0度以上あった社員は出社しない。
- ④鼻水・喉の痛み・咳の症状がある場合も同様に原因が特定されるまで出社してはならない。

◆出社時及び勤務時

- ①雨天時以外は窓を開け常に換気を行う。
- ②会社の入口に二酸化塩素スプレーを備え付け、来客者及び従業員への手指消毒の実施を促す。
- ③来客があった場合はその都度、手すりなど接触した可能性がある箇所を二酸化塩素スプレーにて消毒を行う。(拭き取りは使い捨てペーパータオルを使用すること。)
- ④別室にて行う場合も従業員同士が交わらないよう時間をずらして行う。
- ⑥取引先への訪問は集金・新規説明業務・産廃・特別収集業務以外は禁止する。連絡等々は電話で行うこと。
- ⑦総務部2名は7日間単位の交代制とし在宅勤務とする。
- ⑧作業前ミーティングは行わず、業務連絡はすべてLINEや携帯電話等で行う。
- ⑨喫煙所での喫煙は原則一人ずつとし、喫煙中も十分換気を行うこと。また、携帯灰皿を持参し吸い殻や灰は各自がそれぞれ自宅へ持ち帰り適正に処分すること。
※車内での喫煙は厳禁。
※喫煙する際は法律を遵守し濃厚接触にならないよう適正距離を保ち喫煙すること。
- ⑩昼間作業員(総務部を含めた社員及び役員)と夜間作業員は濃厚接触しないこと。
- ⑪社内で共有する備品類や携帯電話は原則共有しないこと。必要性が認められた物に関して共有する場合はその都度除菌を行うこと。

◆感染を疑わせる症状が出た場合

□発症

- ①発熱（無症状を含む）、咳、全身倦怠感等いずれかの症状がある場合は出勤しないこと。
 - 1.発熱を含め局所あるいは全身症状が強くない場合は、自宅で安静待機すること。
 - 2.発熱を含め局所あるいは全身症状が強い場合は、近隣医療機関を受診すること。
 - 3.発熱を含め強い倦怠感、呼吸困難がある場合は「帰国者・接触者相談センター」へ相談すること。

□改善

- ①体調が改善した翌々日から出勤可能とする。

□感染

- ①新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、医療機関の指示に従い治療に専念すること。
- ②診断から最低 14 日は出勤しないこと。診断が確定に至らず経過観察を指示された場合も同様に出勤しないこと。

□濃厚接触者

- ①感染者の濃厚接触者として特定された場合、感染者と最後に濃厚接触した日から 14 日は出勤しないこと。